

# 地方裁判所に提起された準禁治産宣告取消

## 訴訟と管轄家庭裁判所に対する移送の適否

宮 井 忠 夫

昭和三八年一一月一五日最高裁第二小法廷判決(昭和三五(オ)第二九四号損害賠償等請求事件・原審大阪高裁)判例時報三五五号四五頁—破棄自判

**【判決要旨】** 地方裁判所に提起された準禁治産宣告取消訴訟を、民訴法第三〇条の規定に基づいて家庭裁判所に移送することはできない。

**【事実】** 被上告人Y(原告・控訴人)は、昭和二年一〇月二十四日心神耗弱者であるとの理由により準禁治産の宣告を受けたが、心神耗弱者でないからこれを受くべきいわれはないとして、X(国・被告・被控訴人・上告人)に対し準禁治産宣告の取消ならびにXの職員の不法行為による損害賠償を求める訴訟を地方裁判所に提起した(第二審において損害賠償請求については取下げた)。

第一審奈良地方裁判所は、右訴訟は準禁治産者が保佐人の同意なくして提起したものであり、訴訟能力の欠如ある場合にあら、Yの請求は不適法であるとしてこれを却下した。これに対してYは、法律科・文学科などの高等の学問も身につけ、「徳に導の栄」の著書もあり、弁護士を依頼せずに独立して訴訟行為を続けうる能力を有するものであるとの理由により控訴した。

第二審大阪高等裁判所は、昭和三四年一二月一八日の判決(下級民集一〇巻一二号二六五一頁)において、「準禁治産宣告の取消申立事件は、民法第七条第一三条により本人单独で取消申立をなし得べく、同事件は家事審判法第九条第一項甲類二の規定により家庭裁判所の専属管轄に属すること明らかであるから、原裁判所としては、民事訴訟法第三〇条の精神に則り、本件に関する限地方法院に提起された準禁治産宣告取消訴訟と管轄家庭裁判所に対する移送の適否

りこれを管轄奈良家庭裁判所に移送すべきものと解するを至当とすべく、結局原審がこれを不適法として却下したのは失当たるを免れない」との理由によつて、本件を奈良地方裁判所に差し戻した。

X 上告。

**【上告理由】**（一）家事審判法九条一項甲類の審判事件が、訴訟事件として地裁に提起された場合に、この事件を家裁に移送すべきとする見解は、民訴法三〇条を不当に拡張解釋するものである。甲類の審判事件について、地裁は管轄権を有しないから、家裁に対する移送規定のない以上、訴を不適法として却下すべきである。調停事件については地裁（簡裁）と家裁との相互問において事件を移送することができる旨の規定があるが、訴訟事件についてはこのような規定がなく、かつ民事訴訟と家事審判とは手続構造を異にするから、事件の移送を認める余地はない。

（二）かりに、調停手続に親しむ乙類審判事件について訴訟裁判所から家庭（非訟）裁判所への移送が肯定されるとしても、争訟性がなく、したがつて調停に親しまない甲類審判事件について移送を認むべきではない。本件の準禁治産宣告の取消事件は、甲類審判事件として争訟性を欠き、国（X）は本来利害の対立する当事者の立場にない。かりに移送を受けた家裁としても、被告として当事者の立場にある国を審判手続上どう処置すべきか困るであろう。

**【判決理由】**思ふに、民事訴訟法三〇条一項は、單に「裁判所ハ訴訟ノ全部又ハ一部カ其ノ管轄ニ属セスト認ムルトキハ決定ヲ以テ之ヲ管轄裁判所ニ移送ス」とあり、訴訟事件についての移送に関する規定たるにとどまり、原則として、移送された訴訟事件が移送された裁判所においても訴訟手続によつて処理されることを前提としているものといわなくてはならない。それゆえ、非訟事件または審判事件が訴訟事件として裁判所に提起された場合、特別の規定のない限り（例えは民事調停法四条家事審判規則一二九条の二等は地方裁判所より家庭裁判所への事件の移送を認めている）みだりに前示民事訴訟法三〇条を適用ないし準用してこれを他の管轄裁判所に移送することは許されないと解するのが相当である。従つて、通常訴訟手続にしたしまない家事審判法九条一項甲類二に規定されている準禁治産宣告取消申立事件について移送の許されることは明らかである。

しかば、右と異なり、地方裁判所に提起された準禁治産宣告取消の訴訟を管轄家庭裁判所に移送しうることを前提として第一審判決を取り消した原審判決は失当として破棄を免れない。そして準禁治産宣告取消の申立は、原審判決判示のとおり、家事審判事項として家庭裁判所の専属管轄に属するから、本件訴訟は不適法として却下を免れず、従つて、本件訴を却下するとした第一審判決は当審と理由を異にするが結論を同じくするから、結局被上告人のした控訴は理由がないことになり、これを棄却すべきものである。

裁判官全員一致で破棄自判（奥野健一　山田作之助　草鹿浅之介　城戸芳彦　石田和外）

【参照条文】 民事訴訟法第三〇条・家事審判法第九条

【研究】一　準禁治産宣告の取消（民二〇条）は、本来家庭裁判所が専属管轄を有しており、その審判によつてなさるべきものであるが（家審法九条二号）、地方裁判所に訴訟として提起された場合に、地方裁判所はいかなる措置をとるべきであろうか。地方裁判所は管轄を有しないから不適法な訴訟として却下すべきかそれとも管轄家庭裁判所に移送すべきであるか。調停事件については民事調停法（四条）および家事審判規則（一二九）には、移送すべき旨の規定があるけれども、甲類の審判事件について調停はなされず（七条）、審判については、民事訴訟法にも、家事審判法にも規定はない（ドイツ民二七六条は、移送について規定しているが、訴訟裁判所と非訴裁判所相互間の移送については規定されておらず、学説は対立している。鈴木忠一「非訴事件裁判の既判力」一七頁。もともと、Wohnungseigentumsgesetz § 46 I および Haurat VO § 18 は、非訴事件手続においてなるべき事件について訴訟が提起された場合、管轄を有する区裁判所（Amtsgericht）へ移送すべきことを規定している）。逆に非訴事件手続でなすべきでない事件が区裁判所に係属した場合にも同条を類推適用すべきであるとしている。vgl. Pritsch, Das Wohnungseigentumsgesetz (1956), S. 110。

家事審判事項に属する事件が、地方裁判所に提起された場合の処置については從来からさまざま事例が現われているが、学説・判例ともに統一的な見解を欠いている。

すでに判例は、家事審判事件を本案とする仮処分を否定し（けだし仮処分の内容は、債権者が本審の請求として可能である、かつ執行しうる範囲を逸脱しないものだからである）、地方裁判所に訴訟と管轄家庭裁判所に対する移送の適否

地方裁判所に提起された準禁治産宣告取消

七四

## 訴訟と管轄家庭裁判所に対する移送の適否

申請された仮処分を却下している（たとえば夫婦間の扶養請求権を本案とする仮処分について東京高判・昭和二九・五・三一下級民集五卷五号七九三頁、親権喪失の審判を申し立てるに当つての仮処分について大阪高判・昭和二九・六・二五高裁民集七卷五号四六二頁。同旨、福岡高判・昭和三二・八・二二高裁民集一〇卷五号三五一頁、東京地判・昭和二八・一〇・二八下級民集二卷九号一一五二頁など）。また非訟事件手続による事件についての仮処分（高判・昭和三二・八・二二高裁民集一〇卷五号三五一頁、京都地判・昭和二六・九・二八下級民集二卷九号一一五二頁など）。学説上、調停前または審判

についても同様の理論でこれを否定している（権災都市借地借家臨時処理法一五条による申立事件について）。学説上、調停前または審判前に民事訴訟法の規定による仮差押仮処分が許されるかについて、見解は分かれしており（山木戸克己「家事審判と保全処分」、とくに離婚のさいの財産分与請求についての仮処分は、人事訴訟法一六条と関連して問題が多い（山主政幸「離婚のための財産分与請求権保全のための仮処分」）。

許否」判例評論三二一號六頁。

ところで、本判例によつて、家庭裁判所と地方裁判所との管轄の問題をめぐつて、さらに一つの事例がつけくわえられたわけであるが、従来の判例はいずれも下級審のものであつて、この問題について最高裁が判決を下したのは本件が初めてであり、その意味において今後のリーディングケースとして注目すべきものである。

本件は、準禁治産宣告の取消についてであるけれども、家庭裁判所と地方裁判所の管轄をめぐる問題は、事件一般について同様の理論構成が考えられるわであつて、今後に影響するところすくなくない。

さて、移送については、民事訴訟法三〇条に規定があるけれども、同条は家庭裁判所と地方裁判所相互間の移送について直接に規定したものでない。そこで学説・判例上、移送を可能とする説と移送はできないとする見解が対立することになる。本判例は移送を否定しているが、その妥当性を論じるために、両説の主張から検討してゆくことにする。

二 それではまず、移送が可能であるとする説の論拠からみてゆこう。判例としては、本件の原審(大阪高判・昭和三四一二・一八下級民集)

○卷一二号二六五一頁、家裁月報三卷二号一五三頁)のほか、仙台高裁の判決(昭和三一・一二・二五下級民集七卷一二号三八〇三頁)がある。本件の原審は単に「民事訴訟法第三〇条の

精神に則り」としているだけで、その理由は必ずしも明確でないけれども、仙台高裁の判例は、財産分与の訴のみが地方裁判所に提起された事案において、つぎのように移送すべき理由を判示している。すなわち、

「(1)調停事件については、民事調停法第四条、家事審判規則第一二九条の二は、地方裁判所が家庭裁判所に、また家庭裁判所が地方裁判所に、これを移送しなければならないこと、また移送することができる」と、を明定している。右両条が、いずれも当事者の費用の軽減や便益を図り、速かに権利の保護を与えるとする法意を示すものである。

(2)ことに地方裁判所が、家事審判法第九条乙類にあげる事項についての調停の申立を受けた場合には、移送を受けた家庭裁判所は、これを審判事件として処理することもあるのであるから、地方裁判所は、結果において審判事件を家庭裁判所に移送したとえらぶところがない。

(3)財産分与は、その請求の時期に制限があり、また扶養は、これを請求した以後の分についてのみ理由あるものである。もしこれらの権利が誤って地方裁判所に提起した場合に、これを無効とするときは、権利者にも過失があったとはいえ、ときに全然救済の途をたたれ、またはいちじるしい不利益を被ることになって、権利の保護を全からしめようとする法意に反する結果を招くことになる。」

右の理由のうち、第二の論拠である、地方裁判所に家事審判事件についての調停が申立てられた場合にこれを移送しうるということについていえば、本件準禁治産宣告の取消のごとき甲類審判事件は、もともと調停の対象とならないのであるから（家審法一七条）、乙類審判事件の場合に移送を可能と解したとしても、ただちに甲類審判事件についても移送が可能であるという結論はみちびかれない。

したがつて、移送可能説の論拠としては、民事調停法四条・家事審判規則一二九条の一が移送を可能としていることを類推すること、すなわち申立期間の超過による当事者の不利益の救済、費用の軽減（あらためて審判を申立てる費用を省くこと）、権利のす

みやかな保護ということがあげられよう。

学説においても同様の立場に立つものがある。その理由は、民事訴訟法三〇条の立法趣旨は、再訴のための手続の煩雑・起訴による時効中断・期間遵守の利益の喪失等の不利益を当事者に負担させるのは不当であるということに求められるのであり、これらの不利益は古典的訴訟事件においても、行政的真正訴訟事件においても、司法事件においても存在するのであるから、民事訴訟手続と司法的非訟手続との間に限らず、一般に移送の可能性を拡張する必要がある、というのである(石川明「非訟事件の定型分類」『法学研究』三一卷四号)。

三 つぎに移送を否定する(不適法な訴として却下する)見解をみてみよう。判例に現われた事案としては、(1)慰謝料請求と併合して離婚による財産分与を請求した事例(宮崎地判・昭和二九・一二・七・下級民集五卷二二号一九八八頁、京、(2)離婚した相手方に対し、親権にもとづいて離婚による子の監護のための子の引渡しを請求した事例(宮崎地都城支判・昭和三五・九・二)などがあり、地裁になされたこれらの訴は、いずれも管轄権のない裁判所になした不適法を訴として却下されている。

判例の理由とするところは、つぎのようによ約することができよう。

第一に、民事訴訟法第三〇条に定める「管轄違による移送」を厳格に解し、移送が許されるのは、訴訟の全部または一部であるから、調停事件もしくは審判事件は含まれないと考えるのが妥当である(それが可能であるとすれば、極端にいえは法務局の事件を併合したり移送したりするのと同様不合理な結果に陥る」としている)。

第二に、家事審判法第一八条は、訴が提起された場合、その裁判所は家庭裁判所の調停に付することができることを定めているけれども、この規定は調停前置主義をとる・地方裁判所に訴を提起することのできる事件についてだけであって、訴を提起することのできない審判事件については問題とならない。

それでは、訴を提起することの許される事件（たとえば慰謝料請求権）と併合して申立てることはどうか。離婚訴訟については、例外的に財産分与・子の監護などの事件との併合を認め、地方裁判所が管轄を有すると定めているが（（人訴法））、一般的には、併合請求につき規定する民事訴訟法第二一条は、専属管轄の定めのないものについてだけであって、家事審判事件のごとく、専属管轄の定めがあるものについては、これを認めるることは許されるべきでない（（学説で同様の見解に立つものとして、市川四郎「家事審判における実務上の問題と判例」家裁月報八巻一頁。人事訴訟法七条が訴の併合の制限について規定しているところからみて、明らかであるとしている。））。

要するに、右のいずれの場合においても、家事事件が地方裁判所に訴訟として提起された場合には、不適法として却下されざるをえない、というのである。

学説においても、移送否定説は、市川判事（前掲一二頁および「財産分与請求」（綜合判例研究叢書）一一九頁は、前掲）・鈴木判事らによつて支持せられている。たとえば、鈴木判事は、訴訟事件と非訟事件（家事審判事件は非訟）は、適用される手続法がことなり、相互に排斥するものであるから、非訟事件には非訟事件手続法またはその特別法（家事審判事件は非訟事件の一つである。）のみが適用されるべきであり、家庭裁判所の管轄に属する事件については、訴訟裁判所に訴訟事件として訴があつても、民事訴訟法第三〇条の適用はなく、不適法として却下すべきであると主張せられている（鈴木忠一「非訟事件裁判の既判力」一七頁）。

また、本判例を評釈された奈良調査官も、本件訴訟の当事者であつた国の取扱い（いかなる地位に立つか）および訴訟費用についての疑問を提起されたのち、移送という裁判が「事件を単に甲裁判所の係属から乙裁判所の係属に変更するといふにとどまらず、事件の性格自体も変えてしまうことになる——弁論手続の支配する民事訴訟から職権探知主義が支配し調査方法その他において全く異なる非訟事件ないし審判事件に性格を変更してしまうことになるのである。このようなことを明文の規定もなく移送という概念で律することができるかということがむしろ問題である」として本判決を

支持せられる（奈良次郎「最高裁判所判例解説」法曹、時報一六巻一号一二二頁・一二三頁）。

以上が、家庭裁判所と地方裁判所の間の移送にかんする学説・判例のあらましである。

**四 準禁治産宣告またはその取消**が、甲類の家事審判事項とされているのは、準禁治産者の制度が取引の安全ならびに本人を保護するというところにその目的があり、したがつて当事者の自由な処分が許されない性質のものであるからである。そこには、紛争性というものはなく、國（家庭裁判所）の合目的的な判断のみが必要なのである。それゆえ、準禁治産の宣告または取消は、紛争解決の手段としての訴訟・調停には親しまないものである（家業法一七条参照）。地方裁判所がこれにつき審理する権限を有しないのは、もとより当然である（旧法当時は人訴法により訴によつて處理されていたが、その性質は、非訟事件であり、形式的に訴訟事項とされていると解されていた）。ところで、準禁治産宣告または取消事件が誤つて地方裁判所に訴訟として提起された場合、地方裁判所はいかなる処置をとるべきであろうか。

すでにみたように、民事訴訟法第三〇条を類推適用して、管轄家庭裁判所へ移送するという考え方がある。この考え方方が許されるとするならば、当事者にとって、費用の負担が軽減されること、あらためて家庭裁判所へ審判を申立てる手間が省かれること、さらに事件によつては（たとえば財産分与請求事件）期間の徒過による不利益が回避されるなど、いくつかの利益があげられる。元来民事訴訟法第三〇条は、訴の却下による不利益（手続の煩雜・新たな印紙貼用の費用・法律上の期間の経過により時効中断・法律上の期間の遵守が不可能となること等）を救済すること、管轄のない裁判所に訴を提起したことがかならずしも原告の責に帰すべきでないこと等の理由により設けられた規定である（菊井維大・村松俊夫「民事訴訟」法1「民事訴訟」九九頁）。

しかし、民事訴訟法第三〇条は、訴訟事件を対象として定められた規定であることは疑を容れない（てもつとも訴訟に関連しあつてゐる異議・抗告事）。

件強制執行事件の抗告に）。家庭裁判所と地方裁判所の間の移送についてはなんら規定していない。調停事件については民事調停法第四条・家事審判規則第一二九条の二に移送が許される旨の規定があるけれども、審判、とくに本件のごとき、調停に親しまない甲類の家事審判事件に、右の規定を類推適用することはできない。民事訴訟法第三〇条の文言も、「訴訟ノ全部又ハ一部」と規定しているのであって、家事審判のみによつて審理される事件は、同条に該当しないとみるのが素直な解釈ではないだろうか。本来家事審判は、訴訟とはその性質を異にするものであつて、職権主義・後見的・合目的的裁量をその特色としている。管轄違の訴訟を却下する場合の不利益を強調することによつて、民事訴訟法第三〇条をただちに家事審判事件についても類推適用することは、解釈論としても妥当を欠くものであるし、民事訴訟と非訟事件・審判との間には実質的な性格の相違があることを考えあわせるならば、積極説の主張は肯定したい。

以上のような理由によつて、本判例の結論は妥当であるといえよう。しかし、積極説が主張しているように、不適法却下により受ける当事者の不利益(たとえば申立期間の超過による不利益。仙台高判・昭和三二・一二・二五・前掲の事案参照)の救済ということからみて、立法論としてはなお考慮する余地はあるう。

冒頭にのべたように、従来、家庭裁判所と地方裁判所の間の移送については、最高裁の判例はなく、学説および下級審の判例も統一を欠いている。その意味からいって、本判例は、今後の裁判上影響するところすくなくないであろうと思われる。

〔付記〕 本判例については、奈良次郎調査官の解説がある（法曹時報一六巻一号一二〇頁以下）。なお、事実の一部および上告理由について右評釈を参照した。